

# 軽自動車税は

## 4月1日現在の所有者(使用者)に1年分かかります

4月2日以降に廃車や名義変更をしても、還付はありません。

車両を手放しても、廃車の申請をしない限り税金がかかりつづけます

車両の登録や廃車などの申請は、下記の登録機関へお尋ねください。

車種	登録機関	所在地	電話番号
三輪・四輪の軽自動車 被けん引自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所	東灘区御影本町1-5-5	050-3816-1847
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	神戸運輸監理部兵庫陸運部	東灘区魚崎浜町34-2	050-5540-2066
原動機付自転車 小型特殊自動車	神戸市法人税務課軽自動車税担当	長田区二葉町5-1-32 2階	下記【お問い合わせ】参照

継続検査窓口での納税証明書の提示は、原則不要！

■軽 JNKS(軽自動車税納付確認システム)により、納税証明書の提示は原則不要です  
神戸市から車検用納税証明書は送付しません。

※納付後2週間以内や中古車購入直後など、納税証明書が必要になる場合には  
コンビニや金融機関窓口(マルチATM等除く)で納付してください。  
領収証書が納税証明書になります。

■紙の車検用納税証明書がどうしても必要な方

右の二次元コードから神戸市ホームページをご確認ください。

軽自動車の車検は、  
**軽 JNKS**  
納税証明書が  
原則不要に!



車検用納税証明書

減免申請は、納期限までに行なってください

新たな減免申請(乗り換えを含む)は、納期限をすぎると、令和8年度分の税金がかかります。

- 主な減免対象
- ①身体障害者等やそのご家族が所有する車両で、一定の要件にあてはまるもの
  - ②身体障害者等が利用するための構造をしている車両
  - ③福祉施設などで、その本来の事業のために使用する車両

くわしくは、右の二次元コードから神戸市ホームページをご確認ください。



身体障害者等減免

切手不要  
いつでも・どこでも申請

手続き状況は  
メールでお知らせ



スマホ・パソコンで申請



市が内容チェック



結果をお届け



福祉施設等・構造上減免

### 【お問い合わせ】

神戸市ホームページの「よくある質問」をご確認ください。



軽自動車税  
よくある質問



原付・小型特殊の  
登録や廃車など

神戸市市税事務所 法人税務課 軽自動車税担当  
電話 (0570)078-401(ナビダイヤル)  
(050)3625-7103(ナビダイヤル対象外の方)  
ホームページ [神戸市税 軽自動車税](#) 検索

## 令和 8 年度 税額

※軽自動車税は、4月1日現在の所有者(使用者)に1年分かかります。  
4月2日以降に廃車や名義変更をしても、還付はありません。

### 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

車種区分(排気量等)		税額
原動機付自転車	50cc(600W)以下 ※	2,000円
	50cc(600W)超 90cc(800W)以下	2,000円
	90cc(800W)超 125cc(1,000W)以下	2,400円
	ミニカー 三輪以上で排気量 50cc(600W)以下	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他作業用	5,900円
二輪の軽自動車(125cc超 250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

※総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW 以下に制御したものを含む

### 三輪・四輪の軽自動車

車種区分		旧税額	標準税額	重課税額 ※
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

■旧税額:平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日に最初(新車)の新規検査を受けたもの

■標準税額:平成 27 年 4 月 1 日以後に最初(新車)の新規検査を受けたもの

■重課税額:最初(新車)の新規検査から 13 年を経過したもの

※燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の車両や被けん引自動車は、重課の対象外です。

### ●グリーン化特例(軽課)

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに最初(新車)の新規検査を受けた三輪・四輪の軽自動車で、排出ガス性能と燃費性能が優れた環境負荷の小さいものは、翌年度(令和 8 年度分)に限り下表の税率が適用されます。

車種区分		電気自動車 天然ガス自動車※1	ガソリン車・ハイブリッド車 ※2
三輪		税額(75%軽減)	税額(50%軽減 ※3)
三輪		1,000円	2,000円
四輪	乗用	自家用	—
		営業用	3,500円
	貨物用	自家用	—
		営業用	—

※1 天然ガス自動車で平成 21 年排出ガス規制 10%以上低減車又は平成 30 年排出ガス規制適合車

※2 平成 17 年排出ガス規制 75%低減車又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減車

※3 (三輪以上の営業用軽自動車で乗用のもののみ)令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準の90%以上達成車

※国の令和 5 年度税制改正により、  
25%軽減は令和 8 年度からなくなりました。